

◆座談会◆
Round-table Discussion

社会課題解決に資する 個人データ活用の課題



浦川伸一 〈司会〉
うらかわ しんいち
デジタルエコノミー推進委員会企画部会長/
損害保険ジャパン日本興亜取締役常務執行役員



日置巴美
ひおき ともみ
三浦法律事務所弁護士



宍戸常寿
ししど じょうじ
東京大学大学院
法学政治学研究所教授



畑中好彦
はたなか よしひこ
審議会副議長/イノベーション
委員長/アステラス製薬会長



篠原弘道
しのはら ひろみち
副会長/デジタルエコノミー推進委員長
日本電信電話会長

Society 5.0を実現するためには、デジタル技術とデータの活用により社会全体のデジタル革新を進めることが必要である。しかしながら、わが国においては企業によるデータ活用、とりわけ個人データの活用が十分に進んでいないのが実情である。このような状況を踏まえ、本座談会では、個人の納得・信頼を前提としたうえで、企業が個人データを活用して社会課題の解決に資するビジネスを創出するためには、どのような法規制や仕組みが必要で、さらに企業としてどのような取り組みを進めることが必要かについて議論する。

個人データの保護・ 活用を取り巻く 現状と課題

社会課題解決のため 企業や業界を超えて データを活用できる環境づくり

浦川 Society 5.0を進めるためには、デジタル技術とデータの活用により、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを進めることが重要です。しかし、わが国では、企業によるデータ活用、とりわけ個人データの活用が進んでいないのが現状です。

個人データの保護、あるいはその活用を取り巻く現状と課題について、まず篠原副会長、お願いいたします。

篠原 データ活用には広い可能性があります。例えば、さまざまなデータを掛け合わせ分析することで、新しい価値を創造したり、日本が直面する社会課題の解決に役立てたり、地球環境問題のような世界規模の課題に対しても貢献できます。

その際、重要となるのが、自社のデータでどのようなことがわかるのかというアプローチではなく、実現したいこと、解明したいことについて、どのようなデータが必要となる

のかというアプローチです。1社が持つデータの種類は限定的で、わかることも数少ないですが、会社や業界を超えて、相互にデータが活用できる、そういう環境をいかに作るかが大きな課題です。データ活用においては、ビッグデータの多量性に加えて、その多様性が非常に大事です。

企業・業界をまたいでのデータ活用事例として、当社の取り組みを紹介したいと思います。1つ目は札幌市の事例です。NTTグループが札幌市などと連携し、商業や観光、宿泊に関するデータをマッシュアップするプラットフォームを構築しました。ここに蓄積されるデータを掛け合わせて分析することで、インバウンド客の立体的なプロファイリングを可能にしたのです。このデータ分析の結果に基づいて、効果的なマーケティングアクションを取ることができ、売り上げの増加、周遊の促進、または延泊の増加といったことが実現できました。

2つ目は、東京オリピック・パラリンピック2020大会における移動の自由や地下鉄の混雑の緩和を目指し、東京メトロと連携して取り組んでいる事例です。各駅の改札出入データとNTTドコモの顧客の移動データを組み合わせ、例えば、混雑しそうな路線・改札口を予想します。この予想に基づいて、列車の増発や駅係員の増員・減員などを行う

深化するヘルスケアではデータの活用が欠かせない

浦川 次に畑中副議長、ヘルスケア分野での現状はいかがでしょう。

畑中 まず、経団連の2019年度事業方針のなかでも、「成長戦略の推進」 Society 30 for SDGs実行へのアクションプラン」という項目で、「個人データを含むデータの利活用促進に向けた環境整備、サイバーセキュリティの強化等に重点的に取り組む」という方針が示されています。今後は、各企業においても、グローバルでの持続的な価値提供のために、自らが主体的に取り組むフェーズにあると認識しています。

ヘルスケア分野では、ICT(情報通信技術)とテクノロジーの進歩により、ゲノムデータ、検査値データなど「生体のデータ」に加え、日々の運動、食事など、多様な「行動・生活データ」が、高頻度に、そして膨大に発生し、データの宝庫になっています。

昨年発表した提言「Society 50時代のヘルスケア」のなかでも触れましたが、ヘルスケアの分野は、ビッグデータやAIの活用などのデジタル革新により、これまで中心だった創薬や医療から、病気の前段階における発症前診断や予防、あるいは未病、健康維持まで範囲が広がっています。また、症状に対する

とともに、利用者に混雑状況を発信します。これにより、混雑のピークを抑える、特に、混雑が予想される開会式、閉会式で大変有効に機能するとみられ、混雑回避がさまざまな社会課題の解決につながるのではないかと期待しています。

なお、プライバシー保護のため、NTTドコモ利用者の移動データには、非識別化や集計処理、秘匿処理を行っています。本件に限らず、移動データを利用する場合には、個人を特定するのではなく、集団の人数のみを表す人口統計情報に変換することで、お客様個人を特定することができないように配慮しています。このような取り組みを、他の交通機関や飲食店へも広げていくことができれば、さらに多くの人々の利便性が上がるのではないかと思います。

データ提供者の心的障壁をいかに取り除くかが課題

篠原 一方で、解決しなければならぬことがあるのも事実です。最大の課題は、データの提供に対する心理的な障壁があることです。自分の情報が誰にどのように使われているのかわからない。自分の情報が安全に使われているのかどうかかわからない。そうした不安感をお持ちの方は多いはずで、漠然とした不安感があることに加えて、データ活用により

画一的な治療から、個別化したケアに移っていく、さらに、個人の健康や病気のケアに個人が自らの責任で主体的に関与する、そういうヘルスケアの時代が来ると考えています。その実現に必要なのが、個人のライフコースに関するデータの活用です。

当社では、国内に限らずグローバルにデータの利活用を進め、これまでも医薬品の研究開発における臨床試験データなど、多くの個人情報を取り扱っています。また、研究段階においては、アカデミアとの共同研究により、ゲノムデータや検査値データなど、より高質なデータを病態の解明などに活用し、また、市販のデータベースの匿名加工情報を疾患理解の深化や服薬の遵守状況調査などにも活用しています。最近では、ゲーム会社と協働した健康管理や生活習慣病の重症化予防にも取り組んでいます。これは、人の動きをリアルタイムに定量的に評価できるセンサーから得た行動データを活用し、科学的根拠のある運動プログラムを提供するものです。

また、製薬業界における個人データ活用事例として、大規模コホート(集団)研究によるゲノム情報や生活環境情報などをベースとした創薬研究において、東北メディカル・メガバンク機構の健常人コホートで得られる各種のデータの活用が始まっています。遺伝的背景が極めて均一的な日本人の疾患における

自分にどのようなメリットがあるのかということが十分に理解できない。そのような理由で、データ提供に対してためらいを覚える方が多く、利活用が進展しないのです。このデータ提供の心理的障壁をいかに取り除くかということが、われわれに課せられた喫緊の課題です。

現在、企業においては、利用者のデータ保護の声を反映して、データが活用されず社内にも蓄積されたままのところが多いのが実態でしょう。積極的に活用したり、流通させたりしているような企業はまだ少ない。企業単体で、あるいは社会全体で何を解決したのか、何を実現したいのかということを確認にし、それを個人にしっかりと伝えたい。データの内利用の活性化や他社・他産業とのデータ連携に取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

また、国際的なデータ活用の現状を見ると、データの流通をめぐる法制度は国により異なっています。これが国境を越えたデータ流通の阻害要因です。このような状況を一概に否定はしませんが、データ活用の効果を最大化するためには、これらの制度について、一定のハーモナイゼーションに取り組んでいく必要があると思っています。

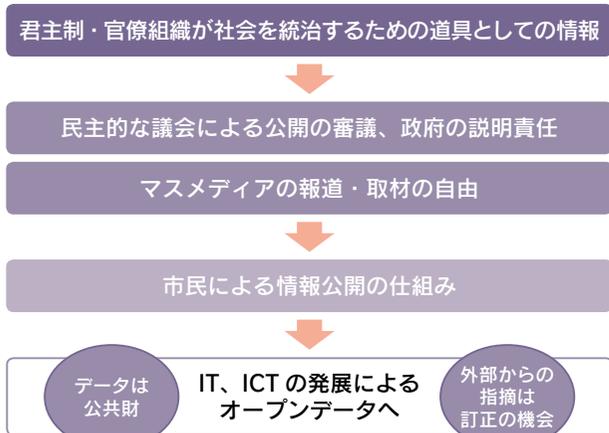
種々の遺伝的、そして環境的要因の発見などが期待されています。

個人データの活用をめぐる課題については、まず個人のデータ提供を推進するような仕組みが不可欠なことは、共通の理解だと思えます。

北欧諸国のなかには、個人の生涯を通じた医療情報を国が一元的に管理し、それを活用することで、高質な医療サービスを国民に提供している国もいくつかあります。例えばデンマークでは、国内の在住者を対象に、CPR (Central Persons Restriction) 番号が発行されています。これは日本のマイナンバーと同じようなものですが、この番号をベースに、1977年から個人ごとに時系列でデータが作成され、医療記録システムNPR (National Patient Registry) というデータベースが構築されており、国民の疾患履歴をこのCPR番号にひも付けることが医師に義務付けられています。一方で、かかりつけ医は、診療のたびにNPRにアクセスすることができ、さらに、蓄積された多くの情報は、公衆衛生や疫学の分野でも活用され、研究結果が医療政策の策定に利用されています。

日本においてもレセプト(診療報酬明細書)データなど、一部において、自治体の医療計画に活用されているものもありますが、まだまだ限定的です。個人データの提供を推進するためには、情報の保護と利活用のバランス

図表1 民主主義の発展と情報・データ利活用



出所：穴戸常寿(情報通信委員会企画部会資料より)

が取れたデータ利活用環境の整備を、データの提供者、活用者、そして規制当局が一体となり、早急に進める必要があると考えます。

全社的なリーガルチェックとインシデントへの対応の必要性

浦川 日置先生は、2015年の個人情報保護法の改正で担当官を務められました。現状の課題など、どのようにとらえていますか。
日置 データ利活用の現状については、個別の企業ごと、あるいは協業での取り組みという点では進んでいると感じています。これまでにデータの活用が盛んだった業界だけでなく、ロジスティクスやモビリティといった業界でも、また分野横断的にも進んでいます。ご相談のなかには、想像もしていなかったデータの使い方もあり、驚嘆と高揚感を持って取り組ませていただいています。ただし、実証実験フェーズから、実際にビジネスまで進むパターセンテージは、かなり低いとビジネスサイドから伺っています。

スタートアップ、大企業を問わず、利活用にチャレンジしている企業からよく法律相談を受けます。ただし、相談のタイムリシジョンの段階ではなく、すでにプロモーションを始めようとする段階で来る場合が多い。そうになると、問題がある場合は、これは違法です、不法行為になり得ますとなり、結果この

プロモーションはやめざるを得ないとか言えず、ベストエフォートのような回答しかできないのが残念です。もう少し早い段階でお話しできれば、取り得る選択肢も広がり、解決策もあるはずです。

それから、情報漏えいなどインシデントへの組織的対応が不十分であると感じます。情報漏えいの報告件数については、個人情報保護委員会の年次報告で毎年出ているのですが、3年ごと見直しの個人情報保護委員会の説明をあわせると、2017年度が3338件で、うち5万人超の規模での漏えいというのが13件あります。2018年度は4380件で、大規模漏えいは上半期だけで14件といわれています。つまり、かなり増加傾向にあるということですね。このようなインシデントの発生は、データ利活用をするうえで切っても切り離せない、むしろなくなることはないと考えた方がいい。その前提で、企業がどのような対応をしていくのか、社会がどう受忍していくのが課題となります。

しかし、残念ながら、インシデントの相談を受けて感じるのは、そもそもインシデントについての対応が初めからできていない。当初のビジネスサイドと技術サイドがどのような状態で連携をしていたのか、きちんとコミュニケーションを図れていたのか、意思決定をどのようなかたちでしてきたのか等、さ

タ保護のバランスをどのように取るのかという課題が見えてきます。
2つ目は、データの利活用が、近代社会が目指してきた、より自由な社会、あるいは多様な人々の利益や思いをより包摂していく社会へ向けて、使えるということですね。畑中副議長が話された「Society 5.0 for SDGs」への前向きなチャンスとして受け止めるべきではないか、と私も思います。一方で、個人データを使うことにより、人間と人間の間の差別や偏見、分断、格差などを固定化したり、あるいは拡大させたりするリスクもあります。より豊かな社会をつくるチャンスと、近代社会から後退していくようなリスクのバランスを見定めながら、どのようにデータの流通・利活用を進めていくかという観点も大事なことです。

そのときに、データ保護に関する法的な概念として、プライバシー、通信の秘密、個人情報保護があります。第1のプライバシーは、私生活の自由・平穏を守る基本的な権利です。私生活への介入との関係で、具体的にどのような危険があるのか、あるいはどれだけの法益侵害があるのかと、それによりもたらされる公共的公益がどのくらいあるのかというバランスが必要になります。また、自分のプライバシーを侵害されたという判断は、主観的な意識にも左右されますので、問題が

さまざまな疑問を抱くことがあります。それから、インシデントが発生したときの社内の連携です。特にPR、広報担当を含めて、どのようなかたちでストーリーを見せていくのがまとまっています。

データ利活用のリーガルチェックのタイミングとインシデントへの対応について、お話ししましたが、データ利活用を進めるにあたって機能する組織づくりをどのようにすべきか。それが1つの課題だと考えています。

メリットやリスクを議論する環境づくりを

浦川 穴戸先生、法学者としてお話を伺えますか。

穴戸 私は法学、特に憲法の研究者ですが、データの保護と利活用について、政府や業界団体、企業の検討会に参加させていただくことが多く、その観点から現状と課題について、3つお話ししたいと思います。

1つ目は、法的な問題のとらえ方です。少し歴史をひもとくと、近代社会の形成過程において、議会制を採用し、表現の自由や報道の自由を手厚く保障することで、社会のなかで意見や情報が自由に交換されてきました。そのことは、市場経済で適切な資源の配分をもたらしたり、民主主義社会を回したりする、いわばエンジンとなりました。つまり、デー

起きたときに個別的対応を迫られる側面があります。第2の通信の秘密については、個人や企業間の電話やEメールなどの通信の内容やそれに関連する情報が日本国憲法および電気通信事業法などにより保護されています。通信の秘密は、どのように実質的に保護し、また利用の確保を図るかという点では、文脈が特定されているため、法的にはかなり堅い概念です。しかし、他の分野には必ずしも応用可能ではない、切れ味が鋭いけれども範囲が限定されている概念です。第3の個人情報保護は、基本的には事業者に対する行政規制です。それも、事前の規制という側面が強い。そのため、事業者に対する遵守に求める場面では適切に機能し得る枠組みではありませんが、場合によっては過剰な規制、または過小な規制に陥る危険もあります。

3つ目は、データ利活用への心理的障壁の問題です。心理的障壁は、利用者の側にも消費者の側にも同時にあります。消費者側から見ると、企業が法律やガイドラインの文言をすり抜けるかたちで活用しようとしているのではないかと疑念を抱きがちです。企業が十分な説明のないまま消費者のデータを使って、しばしば炎上してしまうというのが、一番大きな課題だと思います。この課題を超えていくためには、個人情報保護法だけでなく、プライバシーの観点を適切に組み合わせて、



ヘルスケア分野では、個別化医療・予防・未病ケアの実現に向けて、個人のライフコースデータを活用できる仕組みが不可欠。生涯にわたる医療情報を一元的に収集・管理し、高質な医療サービスとして国民に提供している国もあるが、日本ではデータの連携・活用などまだ限定的である。個人データの利活用促進の課題として、データ連携基盤の整備、人材育成、国民への理解の醸成が挙げられ、これらの課題に対し、企業は主体的に役割を担うべきである。さらに、情報の保護と利活用のバランスが取れたデータ利活用環境の整備をデータ提供者、活用者、そして規制当局が一体となり、早急に進める必要がある。(畑中好彦)

畑中 日本には、いくつもの医療に関するデータベースはあるのですが、データの二次利活用については、公益性が高い研究に限定されていたりと、まだまだ進んでいないのが現状です。ヘルスケアの分野では、企業のデータ

技術家と法律家の議論を行うべき

うな気がしています。

データの利活用において、データの多量性に加え多様性が非常に大事。企業・業界を超えたデータの相互活用、連携できる環境づくりが課題である。また、データ提供に対する心理的障壁を取り除くことが喫緊の課題であり、消費者との対話を重ね、データ利活用の具体的な便益をアピールすることが重要。国際的なデータ利活用について、アジア圏においては、日本が新しいデータ利活用のモデルを構築し、イニシアティブを取らなければならない。データ利活用については、一般論で話してもきりがなく、分野ごとに具体的な動きを進めていくしかない。(篠原弘道)



係、社会全体で形成することが求められていると思います。

個人の便益と保護をセキユアな環境で

浦川 当社は損害保険を取り扱う会社ではありませんが、ホールディングス全体ではヘルスケアを含め、かなり広範囲な事業を展開しています。個人データの活用についてもいろいろな取り組みをすでに進めています。個人データのことを社内でも議論したり、プロジェクト化したりするうえで重要なのは、個人データという言葉が指し示す定義をしっかりと定めるということです。2つに分けるとすると、1つは個人が特定できるさまざまなデータ。もう1つは、秘匿性をしっかりと確保して、集団としてとらえたデータ。分析用のデータとしてとらえることで、用途も違います。セキュリティや情報交換についても、考え方を明確に分けた方がよいでしょう。

個人情報保護法の第2条を見ると、個人データの定義については、「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」に3分類されています。しかし、例えば企業が販売促進やマーケティングで使う場合、さまざまな国でいろいろな情報漏えい等が問題になり、データに対するセンチティビティーの高い日本では、なかなか企業間でも個人情報を提供するとい

うことが進みません。

当社が進めているのは、提携した企業同士で個人データを集積し、仮想化の技術でデータを一元管理したうえで、データは個人にサービス提供をするというものです。代表例は、先ほど畑中副議長もおっしゃっていたヘルスケア分野での取り組みです。しかし、公共機関や医療機関が持っているデータやわれわれのような金融機関が持っているデータ、それ以外のさまざまな企業が持っているデータを合わせようとする、いろいろな障壁があります。そこで、必要最低限の連携をし、個人がデータを利用した場合、そのデータを提供した企業は課金の仕組みで利益を得られる、といった仕組みを少しずつ構築したいと思っています。ヘルスケアを題材に取り組んでいます。

また、自動車事故のデータは200万件以上あり、この情報も活用できないか議論するのですが、お客様の立場からすると、自分が起こした事故情報を誰かに提供するということは、非常に考えづらい。もちろん、当社もそのような用途でデータを預かっているわけではありません。ただ、個人への便益を個人データの活用で実現するという方向で強く押し出せば、企業間のデータ流通の活性化を促すのではないかと思います。そういう意味では、個人への便益と保護という観点の両面をセキユアな環境で行うのが、日本の道筋のよ

活用によって新しい治療法や新薬を開発することは、企業の利益になるものの、社会的価値につながるものと思われまので、データ活用の概念も変えていくべきではないかと、私自身は思います。

日置 消費者庁時代から個人情報保護法を担当していた身としては、個人情報保護法が場合によっては障壁になるとは言いづらいのですが、データフローを含むデータの二次利用について、もともとあるデータを別のかたちで使う、ビッグデータとして活用する、AIの活用につなげるには法律への対応が必要となり、これが理由で利活用が進められないことがままあります。このため、法律でフォローするとして次世代医療基盤法(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律)ができましたが、かなり運用コストもかかりますし、運用基準が非常に厳格。あれだけではデータ利活用を促進するエンジンというには厳しいというのが率直な感想です。

宍戸 私も次世代医療基盤法の議論にかかわりましたが、特定の行政目的のために、または特定の企業と消費者との関係においてつくられた既存のデータベースを、その外で使つてよいのか、問題になります。情報はもとの目的との関係で取得したにすぎず、正確性の担保も含めて、データベースにある程度手を入れる作業が必要になる場合も出てく

るでしょう。他方、真に利活用が必要であれば、プライバシーを保護する措置を組み込むなど、文脈・分野ごとに特別な法的な手当てをして利活用を進めることは、妨げられるべきではありません。次世代医療基盤法は、そのような取り組みのための第一歩ですが、今後も個人情報保護法を一般法として、そのうえで個別領域について、必要な法的手当をしながら、既存のデータベースを活用していくことも、大きな視点で考えるべきではないかと思っています。

日置 文脈・分野ごとの法律となると、ばらつきが出てくるということ、スピード感の問題もあります。そこはいかんともしがたいところではあります。あとは技術的な側面からも法律や他のルールに落とし込むということが必要だと思っています。

篠原 宍戸先生がおっしゃったとおり、文脈・分野により、公益性がどれだけ高いのか、それとも私益なのか、という違いがあります。そこに対して、包括的に個人情報保護法がどうあるべきか、プライバシーをどう考えるべきかという議論がされているような気がしますが、もう少し分野を絞って議論することが、国民の親和性のためにもよいのではないかと思います。一般論ではなくて、部分解をしっかりとつくり、それを積み上げていく。そのようなアプローチをもっと増やしていく必要が



個人情報保護法は利用停止請求権を含め、さらなる規制強化の方向にある。それでも、消費者にとっては事後に自発的に行動するしかなく、法改正のあり方には疑問が残る。日本の企業は、データ利活用の際に、リーガルチェックのタイミングが遅い。また、情報漏えいなどのインシデントへの対応が不十分。まず、これらを機能させる組織づくりが大きな課題である。企業間でのデータ利活用に関しては、「トラスト」がないと法令違反を犯すリスクが非常に高くなる。トラストを確立するためにも組織改革や意思決定方法のほか、組織を超えた取り組みも考えていくべき。(日置巴美)



データの流通・利活用と近代社会の発展や法的な枠組みは不可分。イノベティブで公正なデータの利活用が進む企業や社会をつくるうえでは、消費者が適切な判断ができる公正な市場を形成する必要がある。海外のプラットフォーマーに対する独占禁止法強化、通信の秘密に対する規定の適用も公正な秩序をつくるためには必要。また、各企業には、プライバシー・バイ・デザインによる研究開発を進め、外部の有識者や消費者の代表を集め、アドバイザリーボードを設け意見を集約し、その成果をまとめて、世の中に公表し議論を深めてほしい。(宍戸常寿)

政府への期待

データ利活用の公正な市場形成が必要

付けが法の世界からできたことは、この国にとっては決してマイナスではありません。さらに具体的に保護を前提として、利活用をどのように進めていくか、産学官で巻き起こしていける土俵がこの国にあるのではないかと前向きにとらえたいと思います。

浦川 次のテーマは政府への期待です。宍戸先生から、お願いします。

宍戸 第1に、日本政府のデータ政策は、Social Usを見据え、あらゆるデータの保護と利活用のバランスを取って進めています。とりわけ、個人データについては、個人から信託されたデータを適切に管理・運用する「情報銀行」を民間の自主的な団体が認定するというスキームを、政府が後押しする方法で進めています。私は、これは極めて適切な方向だと思っています。

また、国際的な取り組みについては、篠原副会長からハーモナイゼーションのお話がありました。個人の尊重や民主主義、法の支配にコミットする国々の間で、データの流通と活用に関するルールの足並みをそろえてい

くことは、特に資源を持たず、四方を海に囲まれた日本にとって非常に重要なことです。その意味では、日本とEUの間で、個人データの域外移転を容易にする「十分性認定」がなされたことは、極めて良かったと思います。同じようなルールを持つ大きな市場が日米

欧で形成されるとしますと、そのなかでの日本市場が公正な競争を確保し、企業の活動を促進させることが、次の重要な課題です。そのためには、政治の安定などに加えて、消費者が適切な判断ができることも必要です。より良いサービスを提供する事業者を消費者が選び、消費者をだましたり利益を還元しなかつたりする企業を選ばないという行動です。適切な判断ができる消費者による良質な市場の形成が、総じてイノベティブで公正な、データの利活用が進む企業や社会をつくるために不可欠であり、政府はそのような市場形成のための施策を考える必要があります。

個人情報保護法については、海外事業者を含めて、法令に違反する行為があった場合の制裁として、課徴金制度も、公正な市場のため1つの規制手段としてあり得るのではないかと思います。もちろんこれが乱用的に行使されると、企業活動も萎縮してしまうことは確かです。しかし、国内外のイコルフッティングを確保する意味でも、また、事業者が自主的にデータの利活用について適切な取

り組みをしていくことを促したり、共同規制の端緒にしたりするためにも、このような規制手法についてもより立ち入った検討がなされるべきではないかと思っています。

また、特に電気通信分野においては、GAF(A (Google, Apple, Facebook, Amazon))に代表される海外プラットフォーム事業者に対して、独占禁止法の規律強化や、取引の透明性を確保するための法案が政府で議論されてい

個人が事後、自発的に行動する法規制へのシフトでよいのか

浦川 日置先生、個人情報保護法の見直しサイクルも含めて、ご意見をお願いします。

日置 2015年の個人情報保護法の改正で、改正附則の12条3項があります。そこで改正個人情報保護法を施行後「3年ごと」に見直すことと明記されています。情報通信技術の進展や、社会の変容に合わせた改正も視野に入ります。「3年後」に見直すというのは、よく附則で入るのですが、「ごと」ということは、不断の取り組みをするということ、法律ではあまり例がありません。それだけデータの分野が、技術やビジネス、あるいは個人の感じ方など、さまざまな社会変容をしていくものだととらえているのです。この見直しが進んでいるのですが、個人情報保護委員会が3年間運用してみて、自らを省みるということも必要と受け止めています。今後は、個人の権限を強化し、規制も厳しくなる方向です。

強化した権限と規制に合わせ、個人情報保護委員会のルールも変えた方がよいのではないかと思います。

具体的などころでは今年の4月に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」が公表されました。項目は主に6つあり、いくつかピックアップしてお話しします。まず「個人情報に関する個人の権利の在り方」。今の個人情報保護法でも、本人の権利については請求権というかたちで認められています。自分の保有個人データについて開示を請求できる権利、そして、内容が誤っていたら訂正、追加あるいは削除を請求できる権利。さらに、目的外利用や不適正な取得があったときの利用停止又は消去の請求権とともに、第三者提供に同意していないときの提供停止請求権があります。これらに関しては、開示の方法が原則、書面なのですが、デジタル時代にそれは違うのではないかと、また本人の権利を強化・拡大しようという話があります。

「漏えい報告の在り方」ですが、EUのGDPR(一般データ保護規制)では72時間ルールとして、個人データ侵害を認識してからの通知に72時間以内の期限を設けています。日本では期限はなく、漏えいをしたら自主的に報告をするというかたちですが、日本もルール化した方が、国際的なイコルフッティング



データ利活用の個人への便益を大前提に、国や地方公共団体が国民に向かいわかりやすくメッセージを打ち出す必要がある。DFFTの構想を政府が進めているが、具体化の際には、産業界から動かせないかと思っている。マイナンバーの活用も、産学官で解決できる仕組みを委員会形式で立ち上げるのがよいと思う。また、データをAIで活用するには、高品質なデータが必要で、そのためには入念なデータの整理が欠かせない。企業間がエコロジ化を進め、データ流通を進め、特に個人データの利活用を進めるためには、その提示するデータの質を上げていく必要がある。(浦川伸一)

という面ではよいのではないかと、ということでも検討が進められています。

「ペナルティの在り方」に関しては、先ほど穴戸先生から課徴金のお話がありました。個人情報保護法は2003年に制定されて以降、命令が出て罰則が適用されたという例はありません。立法事実がないようななか、また、不当利得が不明確となりがちなデータの取り扱いに対して、課徴金というのがどのよ

うに位置付けられるのかという話はあるかと思えます。

「法の域外適用の在り方及び国際的
制度調和への取組と越境移転の在り方」については、外国企業に対して踏み込めない主権の問題がありますので、その整理が必要です。データの越境移転については、篠原副会長もおっしゃった、国際的なハーモナイゼーションをどう考えていくのか検討が必要です。

もう1つの文脈で、Society 5.0実現のための成長戦略実行計画があります。そのなかでも、データの利活用と個人情報保護法の改正について、踏み込んだ内容の話がされています。例えば、個人情報保護法の間接整理でもありますが、「利用停止」の請求権です。今は、違法な場合は、利用停止又は消去を請求できますが、そうでなくても「個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む、個人情報保護の望ましくない利用の防止措置」を講じて、2020年の通常国会に改正法案の提出を図る、とあります。これは、今後の法改正のなかで具体的にみるとみます。

図表2 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」の主な項目

個人情報に関する個人の権利の在り方	開示請求権 開示の際の電磁的形式による提供の明確化について、利用者の利便も考慮しつつ、検討していく必要がある 利用停止等（利用の停止又は消去） 違法行為がなくとも利用停止してほしいという消費者側からの根強い要望に対し、個人の権利を保護する観点からどのようにすれば一定の対応が可能か、企業側の実態も踏まえつつ、具体的に検討していく必要がある
漏えい報告の在り方	漏えい報告の義務化・期限の設定 一定の場合について義務化することも検討する必要がある。また報告期限は、現状における報告実態を踏まえつつ、検討する必要がある
ペナルティの在り方	課徴金の導入・罰則の引き上げ ペナルティ強化は、個人の権利利益の保護に資するとの見方と、事業者の過度な萎縮につながるとの見方があり、ペナルティの相当性についての比較衡量が必要である ペナルティは、中小企業も含めて広範囲に適用対象となり得ることに留意が必要。その影響の大きさに鑑み、立法事実を精査のうえ、議論する必要がある 罰則とは別に課徴金を導入する必要があるのか、さまざまな観点から検討する必要がある
法の域外適用の在り方及び国際的 制度調和への取組と越境移転の在り方	域外適用の在り方 現行法の域外適用の範囲や、執行方法について、各国主権との関係整理の視点も含めて、引き続き検討する必要がある

出所：個人情報保護委員会

ここまで見てくると、保護寄りの規制強化という側面が非常に大きいのですが、国内外のルールのハーモナイゼーションで考えると、このようなかたちになりやすいのだと思います。ただ、果たして、本人の権利利益保護という観点から、事後的に本人に自発的に行動せよというかたちの法規制がよいのかどうかは、1つ気になる点です。例えば、GDPRではデータ管理者が個人データを適法に処理するための要件として6つの「適法根拠」のいずれかが求められています。日本にはありません。また、利用目的の特定についても情報提供すればよいのかわからず個社ごとにばらつきがあります。個人が、データをどのように利用されているかもわからない状況のなかで、何かあれば事後的に自分たちで対応をしていきなさいという体制が果たしてよいのだろうかという点は気になります。

アジアの求心力になる イニシアティブを

浦川 篠原副会長、政府への期待は何かありますか。

篠原 民間の場合、個人情報保護については、個人情報保護委員会の規則に従っているわけですが、独立行政法人や地方自治体は、民間と違った枠組みのなかで取り組んでいます。

そうになると、農業や医療など、いろいろな分野で産学官の連携をしていくときに、寄って立つ部分が違うことになり、うまくかみ合わないことがあります。これについては、産学、官が1つの傘のなかで、同じ法律に基づいてしっかりと動いていく環境をつくっていただきたい。

それから、実務的な面では、ぜひガイドラインのさらなる充実をお願いしたいと思えます。例えば、匿名加工情報にしても、第三者提供の制限の原則などについても、現行の記述だけでは、企業側が判断に迷うケースも少なくなく、結局、一つ一つお伺いを立てなければいけない状況です。事業者が個人データを取り扱うにあたり最も重視するのが、このガイドラインです。実務の実態を踏まえた見直しを段階的にお願いしたい。

また、消費者の側から見ても、いくら企業がデータを安全に取り扱うといっても、その信ぴょう性は判断できないと思うのです。ガイドラインは、データを活用する企業に向けたメッセージであることと並行して、データを提供する消費者の方々にとっても、何らかのメッセージを発するようになるべきだと思います。そういう観点からも、網羅的に全部を一齐にやるのではなく、取り組みが進んでいる分野からベストプラクティスを交えて、それをくみ上げていく。そのような段階的

なアプローチが必要なのではないでしょうか。

もう1つ、国際的なデータ流通については、先般のG20サミットにおいて日本が提唱したデータの流通や電子商取引に関するルールづくりの開始を宣言した「大阪トラック」やDFFT(Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通)の概念について、多くの参加国から賛同を得られています。ただ、これらも総論では一致点が見いだされたのですが、新興国を中心に、データ保護主義といわれるような動きが拡大しつつあり、各論ではまだまだばらつきが目立つという状況です。アジア各国には、プラットフォームがデータを寡占化するような動きも嫌だし、国家統制のようなかたちでデータをコントロールしていくことも嫌うような国がたくさんあります。そこを踏まえたいうえで、日本流の新しいデータ活用モデル、データ管理のモデルをつくり、アジアの求心力になるようなイニシアティブを政府として取っていただきたいと思えます。

人生100年代に ヘルスケアデータの利活用は 必要不可欠

浦川 畑中副議長、お願いします。

畑中 皆さんからキーとなる部分はすでに出ていますので、私からは1点だけ。

今、日本にとって人生100年時代を見据えた社会保障制度が、最もプライオリティーの高い課題だということは、政府も私どもも共通の認識だと思えます。その観点からも、個人のヘルスケアデータは、課題解決のための非常に重要な情報になります。

個人の健康や医療に関する多くのデータは、要配慮個人情報となり、民間企業が活用する場合、第三者提供の本人同意を得るか、匿名加工情報として取得するかという、どちらかの選択になります。個別化医療や未病ケア、あるいは予防、先制医療の実現にとって、個人のゲノムデータとともに、健康のデータ、レセプト情報・NDB(特定健診等情報データベース)等の公的データベースを含む医療・介護データを連結した、ライフコースデータを活用できる仕組みは不可欠であり、一企業で抱えられるような話ではなく、国として非常に重要な取り組みになります。具体的には、医療機関が保有する電子カルテデータ、自治体が保有する学校の健診データや介護データなど、このさまざまな主体に散らばっているデータを連携できるような仕組みを整備していただく必要があると思います。

個人の便益をわかりやすく伝える

浦川 保護の観点はしっかり基盤が出来上が

質の整備に、非常に手間がかかります。つまり、企業間でエコロジ化を進め、データ流通を進め、特に個人データの利活用を進めるためには、その提示するデータの質を上げておかないと、ただ利活用で開放したとしてもものによっては全く使いものにならないということが現実起きてきます。AI-Readyな企業の成熟度レベルを企業のなかで浸透させて、データ整備をしないとエコロジ化は進まないという認識をコンセンサスとして広めていくことも重要です。これはリアルな開発現場の実態を見て感じています。

アドバイザリーボードを設けて意見を集約

宍戸 高品質なデータを生成し、大量の個人

データを集めてAIを開発し、新しいサービスや創業開発につなげることは、各企業にとっても日本の経済界全体にとっても必須です。そのために経済界にお願いをしたいことは、日本特有の現象かもしれませんが、炎上が起きるといった構図を防ぐよう行動してほしいということだと思います。そのためには、すでにご意見が出たとおり、本人に対してどのようなメリットがあるのかを見せることです。消費者へのこれまでの向き合い方をより深めるためにデータを使うという姿勢を、企業は明確なメッセージとして打ち出し、政府もその取り組

り、サイクリックに進んでいくという話を、日置先生をはじめ、皆さんからお聞きすることができました。重要なのは、利活用を考えたときに、個人への便益を大前提にして、国や地方公共団体が国民に向けてわかりやすくメッセージを出す必要があるということではないかと思えます。

DDFTの構想も政府が打ち上げていますし、総論では全く異論はないのですが、具体化するときに産業界から動かせないかと、私は日々考えています。マイナンバーの活用案もありませんが、行政機関ごとに持っているデータをどのようにつなげるかを一つずつひもとこうとすると、この法律に抵触する、あの法律に抵触する、となります。しかし、それを洗い上げて、産学官で解決できるような仕組みを、内閣府、または委員会形式で立ち上げるのがよいのではないかと思います。やはり個人への便益を考えたときに、病院や医療機関や介護施設など、それがマイナンバーかそれに類するキーでつながることにより、明らかに個人の便益が高まると思うのです。デンマーク等の例も提示いただきましたが、具体的に便益があるということが国民にわかりやすく伝わると、参加してみようという機運が高まりますし、それを法規制のなかで少しずつつひもとき、民間企業や病院等のさまざまな団体がつながっていくということが実現

みを支援する。そのようなサイクルが重要ではないかと思えます。

個人データの保護は、利活用の前提となる投資のようなものだと前向きに考えていただき、プライバシー・バイ・デザイン(個人情報保護の観点を取り入れたシステム構築の概念)を研究開発の段階から組み込んでいただくのがよいと思います。とりわけ先進的な取り組みを進める場合には、外部の有識者や消費者の代表を集めたアドバイザリーボードを用意し、企業内のさまざまな部門の方も集まって議論をし、認識をすり合わせながら前に進めていく。また、消費者に対して、皆さんの意見や利益はこのように吸い上げられ、消化されたうえでサービスを実施しているということを、しかるべき方法で公表することも、信頼を培ううえで必要です。

それから、経団連加盟企業のような、豊富にデータを持ち、体力もある企業が、公益的な目的のためにデータを連携したり、相互に提供し合ったりするという行動が大切だと思います。そのときに、消費者に対しての説明のあり方や、法令でハードルになる部分など、新たなメリットや課題も発見されるでしょう。利活用に向けた意識の醸成のためのさまざまな成果や課題をペーパーにして、世に問うところまで、ぜひお考えいただきたいと思えます。

できるのではないのでしょうか。そのような働きかけを経団連の立場や、あるいはそれぞれの企業の立場で具体化できるのではないかと思います。

産業界への期待

データの質も高める必要がある

浦川 最後のテーマ、産業界への期待について、私から発言させていただきます。

今年の2月に、私は経団連のAI活用原則を取りまとめるタスクフォースのメンバーとして、議論を繰り返してきました。そこでつくったのが、「AI-Readyな企業」という、企業のAI活用の成熟度を測定できるガイドラインです。AIは、高品質なデータがインプットされないとアウトプットも正しく導き出されません。当社でも、4、5年、AIを活用してはいますが、最も苦労をしているのが、データです。オペレーショナルな保険金支払いや、事故対応のためにデータを格納してきいたのですが、分析のためにはデータを加工してないので、インプットするには、かなり丁寧にデータの整備が必要になります。欠落したデータを埋めたり、フォーマットを変えたり、文法を見定めたり、さまざまなデータ品

企業間でのデータ利用はトラストが必要

日置 データ利用には、まだまださまざまな文脈での課題があります。例えば、イノベーションの課題。1社でデータを閉じ込めておいても、イノベーションは起こらない。アセットとして価値のあるデータをどう使うかが課題です。

保護の観点から考えると、ヨーロッパのような強い規制に流れていくことになりませんが、GDPRのような規制に対応するには企業もコストがかかります。コストと個人の権利の費用対効果が課題となるのが現実です。また、国家統制アプローチが日本にはなじまないとするなら、今の日本はルールやデータ活用の方向性をどうするか決めるべき岐路に立っている、実感しています。

先ほどAI-Readyの話もありましたが、自前型ではなく、複数企業間でデータに対するエコシステムをつくるのが求められているなかで、ある価値を見いだすにはどのようなデータが必要で、どのような相手と組むのか、そこを考え、進めていくのが重要だと思います。しかし、消費者から見ると、やはりどのようなデータの利活用がされているのかわかりにくい。法的な側面や技術的な側面もあると思えますが、わからないからこそ、その



撮影：田村裕未

恐怖心から、消費者はデータを出しづらく、活用に対して炎上リスクというものが潜在的に大きくなってしまっています。

データを複数の企業間で利用する場合を含め、まずトラストが重要になるのだと思います。データトラストのみではなく、組織間の信頼、あるいは組織としての信頼です。先ほど宍戸先生がおっしゃった、プライバシー・バイ・デザインの実装や組織的なPIA(プライバシー影響評価)の実現・実施。このような組織的な取り組みが促進される必要があります。このトラストの部分があまく機能しないと法令違反を犯すリスクが非常に高くなります。特に複数社間で個人データを共有しながら使うなかでは、トラストが必要不可欠で、そのための組織改革、そして意思決定方法の変更が必要なのではないかと思っています。

それから、情報銀行やデータ連携基盤の構築、あるいは炎上リスクの減少につながる社会的な理解の醸成という観点で考えると、宍戸先生がおっしゃったような、アドバイザリーボードも必要だと思いますし、積極的な情報利用に関する法令レベルでの対応が必要になります。ここへの働きかけが、もう少し積極的にあってもよいのではないかと、なかにいた立場からは感じるところです。もちろん、共同規制や法令以外のソフトウェアの取り組み、そしてステークホルダーによるルールメイク

をどう考えていくのかに力を入れていただけると、個人としても安心・安全なデータ活用環境の構築が進んでいくのだと思います。

国民への理解の醸成を

畑中 あらためて、個人データの利活用促進の課題を3つ挙げると、データ連携基盤の整備、データを取り扱う人材の育成、そしてデータ利活用に向けた国民の理解の醸成があります。この3つの課題に対し、企業は待つことなく、主体的な役割を果たしていくことが必要です。

まずデータ連携基盤の整備については、公的なデータの民間活用を推進していくことが不可欠です。これを産学官で議論しながら進めると同時に、企業が保有するデータについても、同業者、あるいは同じ価値を生もうとしている組織と共有をしていくことも必要であり、そのような取り組みは、すでにくつか始まっています。また、データ連携基盤については、目的を明確にし、利活用可能な世界中のデータベースを視野に入れて、企業は取り組む時期にきていると認識しています。

データを取り扱う人材の育成については、個々の企業が取り組んでいますが、当社では、データ人材を1つの機能に集約し、リアルワールドデータを分析し、AIの活用を推進すると思っています。

が、「ああ、データ活用ってこんなメリットがあるのか」「心配していたほどのことはないよね」ということを一つ一つ積み重ねることにより、初めてデータ活用の道が開けるのではないかと思います。個社でできることは個社で進めればよいのですが、公益的な価値を生み出すようなものは、1つの企業ではできません。いくつかの企業が一緒になって進める必要があるでしょう。例えば、防災、減災、医療、介護といった、公共性の高い分野においては、経団連の加盟企業が中心となり、一緒にデータ活用をする。そのなかで、具体的な便益をアピールするということが、1つのアプローチではないかと考えています。

それから、データ提供者の懸念を払拭するためには、メリットを示すことも大事ですし、やはり消費者との対話が最も重要です。そのためにも、データの活用目的をデータ提供者に、正しくわかりやすく伝え、変更なり追加があったときには、迅速に示して、そこでも同意をいただくことも大事だと思います。

その半面、データの活用目的と、データ保護の仕方を説明するために文書をつくらんと、膨大な分量になり、結局誰も読まない文書ができて、有名無実化してしまいます。正しくわかりやすく伝え、同意を取る文書については、宍戸先生や日置先生のような法律の専門家の方々のお知恵を拝借してつくる必要があ

る部門をつくりました。そこでは、世界各国のオペレーションから出てくるリクエストに対応することで、社内でデータサイエンティストが育成される仕組みができています。このような企業独自の取り組みを推進し、その人材が他の企業に移ったり、大学と連携をしたりして、人材の好循環を生むことも人材育成につながると考えています。

国民への理解の醸成については、例として、国立がん研究センターのCICAT(がんゲノム情報管理センター)での事例があります。ここでは、がん遺伝子パネル検査の検査データが蓄積され、医薬品開発などに活用されることが予定されています。このような新しい価値が生まれることが国民に伝わればデータ提供の理解も進みます。今後はそれぞれの分野の企業や経団連で、データ利活用のメリットを広くアピールすべきだと思います。

経営者はデータ利活用に積極的にチャレンジすべき

浦川 最後に、篠原副会長、お願いします。篠原 データ活用の便益を消費者の方々々に実感していただくこと、懸念を払拭することにについては、皆さんの共通認識だと思います。そのなかで、具体的にどのようにしていくかは、一般論で話してもきりがなく、具体的な動きをつくるしかない。例えば消費者の方々

また、最近はいサイバーセキュリティが話題になり、さまざまな企業が社内にサイバーセキュリティに対応する組織をつくっています。それが、それに比べると、まだまだ企業のなかで議論する機能が組織として少ない。先ほどプライバシー・バイ・デザインの機能を入れるという話もありましたが、データ活用をする企業は、組織のなかにプライバシー侵害リスクを適切に評価できるような機能を埋め込んでいくことも大事です。それから、「トラスト」という言葉が出ました。サイバーセキュリティにおいても、情報を提供し合うための信頼の輪が必要なのですが、これからデータを共有して、お互いがデータ活用をしていくためには、正しく適切にデータを使えるパートナーを見つけ、データ活用における信頼の輪として結んでいくことが必要です。同時に、信頼も、1つのインシデントが起こるとすべてが瓦解してしまうことに十分留意して、緊張感を持たなければなりません。数々の課題を踏まえたうえで、経営者は、積極的にデータ利活用にチャレンジしていかなければならないと思います。

浦川 本日は、貴重なお話をありがとうございました。

(2019年8月23日 経団連会館にて)